

薩契第125号
令和3年5月17日

関係課、室、各支所の長 殿

契約検査課長

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（通知）

このことについて、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和2年度10月15日付通知）により試行しているところですが、鹿児島県土木部監理課技術管理室長より、別紙のとおり通知の一部を見直し試行する旨の通知があったことから、本市においても、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なく適切な運用がなされるよう通知します。

なお、今回の通知に伴い、令和2年10月15日付け薩契第502号契約検査課長通知「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」は廃止します。

今回の見直し内容

- ・別添2 「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」及び、別添3 「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に係る運用に基づく変更時点以降の真夏日判断の参考資料」を2011年から2020年まで過去10年間の日最高気温平均値を気象観測所毎に取りまとめて、2021年カレンダーに示したものに更新
- ・『3用語の定義（1）真夏日』に記載の新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら熱中症対策を行う現場の取扱いを一般土木工事から港湾漁港工事を含む全ての工事に見直し

記

1 適用年月日

平成31年4月1日以降契約の工事に適用

ただし、下水道課所管工事（農業集落排水）、耕地課所管工事においては令和元年6月1日以降契約の工事に適用、上水道課所管工事（水道施設工事）においては、令和2年8月5日以降契約の工事に適用

2 対象工事等

建設部所管工事（建築を除く）、林務水産課所管工事（漁港）、下水道課所管工事（公共下水道、農業集落排水）、耕地課所管工事、上水道課所管工事のうち、主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

3 用語の定義

(1) 真夏日

気象庁の地上気象観測所（以下気象観測所という。）の日最高気温が 30 度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温または WBGT で判断する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら熱中症対策を行う現場では、気象観測所の日最高気温が 28 度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25 度以上の日をいう。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{※1 工期期間中の真夏日}}{\text{※2 工期}}$$

※1：外業、内業、休日等に関わらず工事始期日から終期日までの真夏日日数

※2：契約工期日数又は工事始期日から工事完成通知日までの日数

※1、※2とも(2)工期の取扱いによる

4 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更設計で行うものとする。

【土木、下水道、耕地、水道】 補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1. 2)

【漁港・港湾】 補正率 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1. 2)

(2) 現場管理費

【土木、下水道、耕地、水道】

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数) + 補正値) × ※

【漁港・港湾】

対象純工事費 × (現場管理費率 + 施工地域、工事場所における補正値 + 補正率) × ※

※「週休 2 日」補正は、「週休 2 日」に係る現場管理費率の補正係数を上式に乗じる。

(3) 積算システムでの取り扱い

各積算システムでの対応とする。

土木積算システムで設計変更計上する際の取扱いは、Z0020（現場管理費）配下の Z0019（現場管理費率積上額）配下に SG001（現場管理費補正（熱中症対策））を追加して現場管理費の補正を行う。

5 運用

(1) 特記仕様書への記載例

この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載すること。

第〇条

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和3年5月17日付け契約検査課長通知）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和3年5月17日付け契約検査課長通知）は、市ホームページから取得できる。

(2) 最寄りの気象観測所の施工計画書等への記載

受注者は、工事期間中における真夏日の確認を行う施工現場から最寄りの気象観測所を施工計画書に記載して提出すること。

この通知以前に施工計画書を提出済みの工事にあつては、工事打合簿で真夏日の確認を行う最寄りの気象観測所を報告することとする。

なお、気象観測所は、本土は川内（薩摩川内市中郷）、甑島は中甑（薩摩川内市上甑町中甑）とする。

(3) 真夏日の報告等

真夏日の確認については、~~変更設計時点までは実施年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの日最高気温の観測データ等とそれを基に集計した真夏日日数を工事打合簿で報告すること。~~

~~設計変更時点以降の後日付けを含めた工事期間の真夏日日数は、2011年から2020年まで過去10年間の日最高気温平均値を気象観測所毎に取りまとめて、2021年カレンダーに示した「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」に基づき加算する日数を受発注者で協議のうえ定めること。~~

~~なお、事務手続きを簡素化するため、受注者からの真夏日報告の工事打合簿に設計変更に用いる真夏日（実測の真夏日＋変更日以降の真夏日として加算する日数の合計）を明記して返却すること。~~

建設現場において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮した新しい生活様式による施工にあたり、ソーシャルディスタンスが確保できない場面でのマスクやフェイスシールドの着用等の感染拡大防止対策をとっていることが工事写真等で確認できる現場では、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に係る運用について」を適用した運用とすること。

※真夏日の観測方法は、「気象庁の地上気象観測所の日最高気温」と「環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)」であるが、観測記録については、どちらか一方で工期始期日から終期日まで一貫して行い、混在しないこと。

【問合せ先】

契約検査課工事検査グループ
内線 3832・3833